

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月6日

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市条例第13号

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和44年函館市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

第9条第2号および第11条第1項中「附則第35条の2の6第11項または第15項」を「附則第35条の2の6第8項または第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第13条第1項第1号中「100分の48」を「100分の47」に改め、同項第2号中「100分の32」を「100分の33」に改める。

第13条の6の5第1項第1号中「100分の48」を「100分の47」に改め、同項第2号中「100分の32」を「100分の33」に改める。

第13条の6の10中「20万円」を「22万円」に改める。

第13条の10第1項第1号中「100分の48」を「100分の47」に改め、同項第2号中「100分の32」を「100分の33」に改める。

第19条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同条第2項中「20万円」を「22万円」に改める。

第24条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」の後ろに「または同

令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条および第11条第1項の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第13条第1項、第13条の6の5第1項、第13条の6の10、第13条の10第1項ならびに第19条第1項および第2項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。